平成２２年（フ）第３３号
佐賀県伊万里市大坪町丙1239―８、住民票上の住所佐賀県唐津市肥前町田野甲3117番地２
債務者　前田　敏典
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４３号
佐賀県伊万里市脇田町3322番地113
債務者　野中　孝美（旧姓安武）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５２号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和771レオパレスセコリ102、住民票上の住所佐賀県杵島郡江北町大字下小田3248番地１
債務者　眞﨑　秀仁
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５４号
佐賀県鹿島市大字納富分2040番地４
債務者　若松百合香
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５５号
佐賀県伊万里市立花町1891番地16
債務者　西山　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第７１０号
熊本県熊本市銭塘町2669番地１
債務者　渕上　知香
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７５号
熊本県上天草市大矢野町登立9329番地
債務者　山中　里美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１４号
熊本市坪井６丁目24番22号
債務者　髙山美野里
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１９号
熊本市八反田３丁目21―１―103号
債務者　黒岩真由美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３４号
熊本市月出１丁目７番28号
債務者　芳田千加子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４０号
熊本市保田窪本町９番７―403号
債務者　明瀬　誠子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８２号
熊本市坪井２丁目２番10号　アメニティヴィラ広町408
債務者　菊池惠美子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０３号
熊本県宇城市松橋町豊崎2034番地３　松橋ハイツ101号
債務者　藤井　和惠
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３８２号
福島県郡山市大槻町字南八耕地19番地の２405号
債務者　井上　　忍（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
福島県郡山市大槻町字針生前田29番地の４
債務者　七海　裕寿
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
福島県郡山市日和田町高倉字材木屋11番地
債務者　椎根ユリ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
福島県郡山市菜根１丁目６番13号　メゾン.Ｔ.ＦｉｖｅＢ棟
債務者　鈴木　金光
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
福島県郡山市若葉町21番７号　エトワール若葉町403号室、住民票上の住所青森市安方２丁目９番16号
債務者　谷地田宗夫
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係